

西宮市地域のショートステイ整備事業補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスのうち西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年西宮市条例第17号。以下「基準条例」という。)第181条に規定する基準該当短期入所生活介護の事業を行う事業所のうち、指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所に併設されている事業所(以下「地域のショートステイ」という。)の整備に要する経費について補助金を交付することにより、地域のショートステイの整備を促進し、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱による補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、補助金等の取扱いに関する規則(昭和58年西宮市条例第81号。以下「補助規則」という。)の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 従来型個室 定員が1人の居室をいう。
- (2) 多床室 定員が2人以上4人以下の居室をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、西宮市内において地域のショートステイの整備を行う法人で基準該当短期入所生活介護の登録を行った又は行う見込みのあるものとする。

(補助算定基準額及び補助対象経費)

第5条 補助算定基準額及び補助対象経費は別表のとおりとする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、以下のとおり算定する。

- (1) 別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める補助算定基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 地域のショートステイの定員数(ただし、定員が5人を超える場合は5とする。)に定員1人当たり1,000,000円を乗じて得た額と、(1)により選定された額を合算した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助金交付等の手続き)

第7条 補助金の交付申請等の手続き、補助金の交付の決定等は補助規則の規定によるものとする。

(補助条件)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 当該補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容が老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法及び基準条例に適合すること。
- (2) 事業の開始から10年以上継続して補助事業を行うこと。
- (3) 補助対象者が建物の所有権又は賃借権若しくは使用貸借権を有すること。
- (4) 補助対象者が介護保険法に定める指定居宅サービスを行なう事業者又は基準該当居宅サービスを行なう事業者指定（登録）され、又は指定（登録）される見込みがあること。
- (5) 第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業を行うために締結した契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金の提供を受けないこと。
- (6) 前各号に規定するもののほか、市長が必要と認めるときは、この要綱及び補助規則に規定する事項その他必要な事項を補助金の交付の条件として付するものとする。
(補助事業に係る契約の手続)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る契約を締結するときは、原則として、入札による競争に付し、相手方を選定しなければならない。ただし、補助事業に係る契約の予定価格が250万円未満の場合又は特定された相手方との契約につきやむを得ない事由がある場合は、2者から見積もりを徴収など契約価格の妥当性を示し、その相手方と随意契約できる。

(承認事項)

第10条 補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、当該変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、その理由及び遂行の見通し等を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助規則の規定により市長に報告しなければならない。補助事業を中止し、又は廃止したときも同様とする。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助規則の規定により交付すべき補助金の額を確定し補助事業者へ通知する。

(補助金の交付の一時停止)

第14条 市長は、補助規則の規定による補助金の返還命令を受けた補助事業者等が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他の

同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、必要と認める間、その交付を停止し、又は当該補助金等と未納額を相殺することができる。

(財産の管理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(次条において単に「財産」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分に伴う収入の納付)

第 16 条 市長は、補助事業者が財産を処分したことにより収入を得たときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(関係書類の整理保管)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から実施する。

別表(第5条関係)

1 区分	2 補助算定基準額	3 補助対象経費
従来型個室	地域のショートステイの従来型個室の定員数(ただし、定員が5人を超える場合は5とする。また、第1欄の従来型個室と多床室を併用して算定する場合、従来型個室の定員数と多床室の定員数の合計数の上限は5とする。)に、定員1人当たり1,000,000円を乗じて得た額	地域のショートステイの整備に必要な工事費又は工事請負費及び建物購入費のうち補助対象となる従来型個室にかかる部分(ただし、別の負担(補助)金又はこの区分とは別の区分において別途補助対象とする費用は除く)(消費税相当分は除く)
多床室	地域のショートステイの多床室の定員数(ただし、定員が5人を超える場合は5とする。また、第1欄の従来型個室と多床室を併用して算定する場合、従来型個室の定員数と多床室の定員数の合計数の上限は5とする。)に、定員1人当たり250,000円を乗じて得た額	地域のショートステイの整備に必要な工事費又は工事請負費及び建物購入費のうち補助対象となる多床室にかかる部分(ただし、別の負担(補助)金又はこの区分とは別の区分において別途補助対象とする費用は除く)(消費税相当分は除く)
従来型個室又は多床室へのスプリンクラー設置	地域のショートステイの定員数(ただし、定員が5人を超える場合は5とする。)に、定員1人当たり1,000,000円を乗じて得た額	地域のショートステイの整備に必要なスプリンクラー設置にかかる工事費又は工事請負費(ただし、別の負担(補助)金又はこの区分とは別の区分において別途補助対象とする費用は除く)(消費税相当分は除く) ※地域のショートステイに併設している指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所を対象に含むことができるものとする(消費税相当分は除く)。